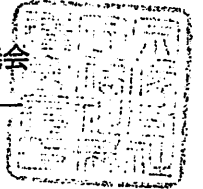


22宗社協発第331号

平成22年6月1日

宗像市教育長 城月 カヨ子 様

社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会
会長 森山 龍

宗像市社会福祉協議会理事の推薦について

初夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本会活動に温かいご理解・ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、貴職から推薦していただいております川上美子氏の任期が平成22年7月22日で満了します。

つきましては、別添定款施行細則第2条の規定に基づき、次期理事を下記により推薦していただきますようお願いいたします。

なお、同封の理事推薦書は、恐れ入りますが6月18日(金)までに本会宛に返送をお願いいたします。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 選出区分 | 社会教育関係 |
| 2. 理事委嘱期間 | 平成22年7月23日～平成24年7月22日 |
| 3. 推薦者人数 | 1人 |
| 4. その他 | 何か不明な点がございましたら、社協事務局(37)1300、
担当牧までお問い合わせ下さい。 |

定款施行細則

(昭和57年7月1日制定)

改正 昭和60年 6月19日
 昭和61年 7月28日
 昭和63年11月21日
 昭和63年11月29日
 平成 3年 3月26日
 平成 4年12月25日
 平成 6年 3月24日
 平成 8年 7月19日
 平成11年 5月24日
 平成13年 5月30日
 平成13年 7月31日
 平成14年 5月28日
 平成14年 7月23日
 平成14年11月7日
 平成16年 5月28日
 平成18年 3月28日
 平成18年 5月29日
 平成20年 1月29日
 平成20年 3月25日

(趣旨)

第1条 社会福祉法人宗像市社会福祉協議会定款第35条の規定により、定款を施行するための細則をここに定める。

改正(13.5.30細則1)

(役員を選出)

第2条 定款第10条による理事の選出は、次の構成による。

- | | | |
|--------------------------|----|-------------|
| (1) 宗像市 | 1名 | 改正(20細則第2号) |
| (2) 宗像市議会 | 1名 | |
| (3) 民生・児童委員協議会 | 1名 | |
| (4) 障害福祉団体 | 1名 | |
| (5) コミュニティ運営協議会代表者連絡調整会議 | 1名 | 改正(18細則第1号) |
| (6) 老人クラブ連合会 | 1名 | |
| (7) 社会福祉法人 | 1名 | |
| (8) 識見を有する者 | 3名 | |
| (9) 社会教育関係 | 1名 | |
| (10) 福祉ボランティア活動連絡協議会 | 1名 | |
| (11) 地区福祉会連絡協議会 | 1名 | |

計 13名

改正（6細則第1号、13細則第1号、16細則第1号、18細則第1号、18細則第2号、20細則第2号）

2 前項第8号に規定する職見を有する者とは、次の各号のいずれかに該当し、3年以上の経験を有する者とする。ただし、職見を有する者の候補者は、原則として新任選出時70歳未満の者とする。改正（14細則第1号）

- (1) 社会福祉に関する教育を行なう者又は教育を行なった者
- (2) 社会福祉に関する研究を行なう者又は研究を行なった者
- (3) 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- (4) 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行なう上で必要かつ有益な専門知識を有する者改正（13. 7.31細則2）

3 職見を有する者の候補者が前項に該当する者であるかどうかは、別に定める職見者選考委員会において審査する。改正（13. 7.31細則2、14細則第1号）

4 理事を委嘱されたときの要件を欠くにいたったときは、その理事は、退任するものとする。改正（13. 7.31細則2、14細則第1号）

（書面決議）

第2条の2 理事会に付議すべき事項で急を要するもの及び臨時的かつ軽易なものについては、定款第12条第5項の規定にかかわらず書面により賛否を決議することができる。

2 前項の規定により、書面決議をした場合は、会長はその決議の結果及び処理の結果を各理事に通知しなければならない。改正（14細則第3号）

第3条 定款第10条第2項による監事の選任については、次の者を委嘱する。

- (1) 財務諸表等について職見を有する者改正（6細則第1号、20細則第1号）
- (2) 社会福祉事業について、職見を有する者

改正（13細則第1号）

（評議員の選出）

第4条 定款第16条第3項による評議員の選出は、次の構成による。

- | | | |
|--------------------------|----|---------------------|
| (1) コミュニティ運営協議会代表者連絡調整会議 | 7名 | 改正（18細則第1号） |
| (2) 民生・児童委員協議会 | 3名 | |
| (3) 老人クラブ連合会 | 2名 | |
| (4) 地区福祉会連絡協議会 | 2名 | |
| (5) 福祉団体 | 2名 | |
| (6) 保護司会 | 1名 | 改正（20細則第2号） |
| (7) 青年会議所 | 1名 | 改正（20細則第2号） |
| (8) 青少年指導員 | 1名 | 改正（11細則第1号、20細則第2号） |
| (9) 保育所連盟 | 1名 | 改正（20細則第2号） |
| (10) 社会福祉施設 | 1名 | 改正（20細則第2号） |
| (11) 市民福祉活動団体 | 1名 | 改正（20細則第2号） |
| (12) 保健・医療関係団体 | 1名 | 改正（20細則第2号） |

(13) 商工会	1名	改正(20細則第2号)
(14) 宗像市	2名	改正(20細則第2号)
(15) 市民公募による者	1名	追加(20細則第2号)

計 27名

改正(6細則第1号、13細則第1号、16細則第1号、18細則第1号、18細則第2号、20年細則第2号)

ただし、評議員を委嘱されたときの要件を欠くにいたったときは、その評議員は、退任するものとする。

改正(3細則第1号、4細則第1号、8細則第1号、13細則第1号)

(委員会の設置)

第5条 定款第19条の規定により本会の運営・事業を推進するに当たり、専門委員会を設置する。

2 専門的研究と実践活動を促進するために会長が必要に応じて、特別委員会を設置することができる。

改正(13細則第1号)

(専門員会の構成)

第6条 専門委員会は、会長及び常務理事を除く理事をもって構成し、会長が理事会に諮って選任する。

改正(14細則第2号)

(1) 総務委員会 6名 改正(14細則第3号、20細則第2号)

(2) 福祉委員会 5名 改正(14細則第3号、20細則第2号)

(専門委員会の所管)

第7条 各委員会の所管事項は、次のとおりとする。

2 総務委員会

(1) 本会基盤の強化に係る本会組織の拡充整備等に関する、調査・研究、企画に関すること。

(2) 事業計画の策定に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 本会広報に関すること。

(5) その他関連事項に関すること。

改正(6細則第1号)

3 福祉委員会

(1) 心身障害児者、老人、母子、父子、低所得者等の援護にかかる調査、研究、企画に関すること。

(2) 宗像市からの受託事業に関すること。 改正(14細則第2号)

(3) 介護保険事業等に関すること。 改正(14細則第2号)

(4) 各種福祉団体の育成援助に関すること。

(5) その他関連事項に関すること。

改正(6細則第1号、13細則第1号)

(委員会の運営)

追加(14細則第2号)

第8条 委員会には、委員長、副委員長各1名を置く。

2 委員長、副委員長は、委員の互選によって定める。

- 3 委員長は、委員会の議事を整理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 委員の任期は、理事である期間とする。

(委員会の招集)

追加(14細則第2号)

第9条 委員会は、理事会及び会長から付託された事項に関しては、委員長が招集する。

(会長等の議決権)

追加(14細則第2号)

第10条 会長及び常務理事は、いずれの委員会にも出席し発言できるが、議決権はないものとする。

改正(14細則第2号)

(理事会への報告)

追加(14細則第2号)

第11条 委員長は、理事会において、必要あるときは委員会報告をしなければならない。

附 則

この細則は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則(昭和60年6月19日)

この細則は、昭和60年6月19日から施行する。

附 則(昭和61年7月18日)

この細則は、昭和61年7月18日から施行する。

附 則(昭和61年7月21日)

この細則は、昭和61年7月21日から施行する。

附 則(昭和63年7月23日)

この細則は、昭和63年7月23日から施行する。

附 則(昭和63年11月29日)

この細則は、昭和63年12月1日から施行する。

附 則(平成3年3月26日)

この細則は、平成3年3月26日から施行する。

附 則(平成4年12月25日)

この細則は、平成4年12月25日から施行する。

附 則(平成6年3月24日)

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年7月19日細則第1号)

この細則は、平成8年7月23日から施行する。ただし、第4条の改正規定については、社会福祉法人宗像市社会福祉協議会定款第10条第2項に定める評議員の数31名を27名に改める定款変更の日から施行する。

附 則(平成11年5月24日)

この細則は、平成11年5月24日から施行する。

附 則（平成13年5月30日）

この細則は、社会福祉法人宗像市社会福祉協議会定款（昭和45年6月22日認可）の全部を改正する定款を、県知事が認可した日（平成13年8月20日）から施行する。

附 則（平成13年7月31日）

この細則は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成14年5月28日）

この細則は、平成14年5月28日から施行する。

附 則（平成14年7月23日）

この細則は、平成14年7月23日から施行する。

附 則（平成14年11月7日）

この細則は、平成15年3月31日から施行する。

附 則（平成16年5月28日細則第1号）

この細則は、社会福祉法人宗像市社会福祉協議会定款の一部を改正する定款を、県知事が認可した日（平成16年6月24日）から施行する。

附 則（平成18年3月28日）

（施行日）

1. この細則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2. 前号の規定にかかわらず、改正前の定款施行細則の規定により選出された理事・評議員の任期については、理事は平成18年7月22日まで、評議員は平成18年7月10日までとする。

附 則（平成18年5月29日細則第2号）

この細則は、改正定款（平成18年5月29日議案第19号）が県知事の認可（平成18年7月10日）を経て、定款施行細則第2条第1項については平成18年7月23日から、同第4条第1項については平成18年7月11日から施行する。

付 則（平成20年1月29日専決第1号、細則第1号）

1. この細則は、平成20年1月15日から施行する。

附 則（平成20年3月25日細則第2号）

この細則は、改正定款（平成20年3月25日議案第11号）が県知事の認可（平成20年4月24日）を経て、定款施行細則第2条第1項については平成20年7月23日から、同第4条第1項については平成20年7月11日から施行する